

豊中市第四次障害者長期計画

平成26年度(2014年度)実施状況報告書



平成27年(2015年)10月

豊中市

目次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| だれもがいきいきと暮らしみんなで支えあうまちをめざして | |
| 本報告書の趣旨、計画の位置づけ、計画の対象、計画の期間 | 1 |
| 計画の基本理念 | 2 |
| 施策の体系 | 3 |
| 取組の概要・課題・今後の取組 | 4 |
| ともに生き、支えあうコミュニティ | 4 |
| 一人ひとりが輝くための自立と社会参加 | 8 |
| 安心して暮らせる地域生活 | 16 |
| 計画の進行管理と推進体制の充実 | 26 |
| 計画掲載主要事業の実施状況（詳細） | 29 |
| ともに生き、支えあうコミュニティ | 29 |
| (1) 啓発・交流 | 29 |
| (2) 地域福祉・緊急時の支援 | 30 |
| 一人ひとりが輝くための自立と社会参加 | 34 |
| (1) 療育・教育 | 34 |
| (2) 雇用・就労 | 38 |
| (3) 社会参加 | 41 |
| 安心して暮らせる地域生活 | 45 |
| (1) 保健・医療 | 45 |
| (2) 情報提供・相談支援・権利擁護 | 47 |
| (3) 福祉サービス | 50 |
| (4) 生活環境 | 57 |
| 計画の推進体制と進行管理 | 58 |
| 資料 | 60 |
| 1. 人口・障害のある人の状況 | 60 |
| 2. 障害福祉計画における見込量と利用実績の比較 | 71 |

“だれもがいきいきと暮らし みんなで支えあうまち”をめざして



本報告書の趣旨

本市では、平成25年(2013年)3月に、『豊中市第四次障害者長期計画』を策定し、地域社会におけるつながりや、あたたかいふれあいのなかで、だれもが自分らしい生活を送ることができる共生のまちづくりをめざして、「だれもがいきいきと暮らし みんなで支えあうまち」を目標像として設定いたしました。

本書は、この趣旨に基づき、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される豊中市障害者施策推進協議会及び豊中市障害者自立支援協議会のご意見・ご提案をいただきながら、本市の障害者施策に関わる事業の実施状況と課題、今後の取組等をまとめ、施策の充実・見直しについて検討を進めるため作成したものです。



計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、豊中市における障害者施策の基本的な計画となるもので、国や大阪府の定める計画等の内容を十分にふまえながら、「豊中市総合計画」の具体的な分野別計画として位置づけ、各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。



計画の対象

計画の推進には障害や難病の有無にかかわらず、すべての市民の理解と協力が必要となります。そのため、この計画は、豊中市内で暮らし、学び、働き、憩うすべての市民を対象とします。



計画の期間

平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までの5年間とします。



計画の基本理念

障害のある人も障害のない人も、ともに生きる一人の人間としてその人権が尊重され、障害のある人が自らの生き方を主体的に選び、住み慣れた地域社会の中で安心して質の高い生活を営むことができるような、あらゆる面において差別や障壁のない平等な社会の実現をめざしていかなければなりません。

この計画では、次にあげるような考え方を基本におき、すべての障害のある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、児童福祉・高齢者福祉をはじめ行政各分野における緊密な連携のもとに、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

基本理念

◆みんなが互いに認めあい、支えあうまち

障害のある人も障害のない人も、高齢者も子どもも、みんながお互いを認めあい、地域社会を構成する一員として役割を担うことで、人々の日常的なふれあいや支えあいがより活発に進められるような、ともに暮らし、働き、学び、憩えるまちをつくりまします。

◆だれもが輝き、自立した生活を送れるまち

障害のある人が基本的人権を持つ一人の人間として、自らの生き方を主体的に選択・決定し、社会活動に積極的に参加する等、その有する能力を十分に発揮できる環境づくりを進め、地域社会の中で自立した質の高い生活を送れるとともに、社会参加を通じて自己実現を図れるまちをつくりまします。

◆安心して暮らせる制度・サービスの充実したまち

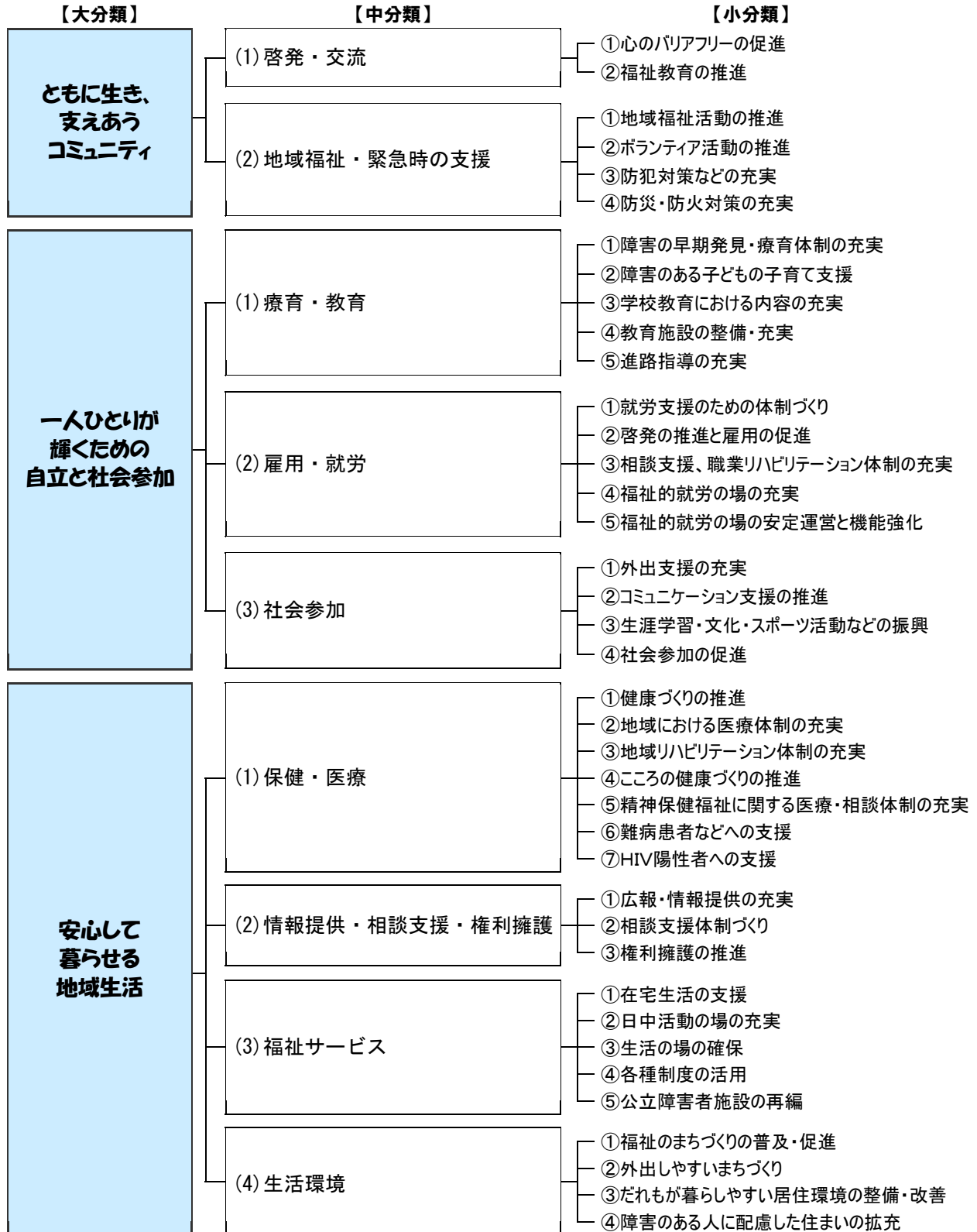
障害のある人を取り巻くさまざまな障壁を取り除くとともに、重い障害のある人や障害が重複している人を含め、障害のある人個々のおかれた状況やライフステージ等に応じて、多様な制度・サービスのなかから最も適した支援を障害のある人が選択できるよう、生活基盤や支援の一層の充実を図り、だれもが住みよく地域社会で安心して暮らせるまちをつくりまします。

目標像

「だれもがいきいきと暮らし みんなで支えあうまち」

施策の体系

〔障害者長期計画の施策の体系〕



取組の概要・課題・今後の取組



ともに生き、支えあうコミュニティ

(1) 啓発・交流

| | | |
|-------------|---|---|
| 概要 | <p>障害のある人をはじめとするすべての人が、互いの個性や違いを尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して生活し、また社会への主体的な参画が果たせるよう、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人と障害のない人が日常的に交流する機会の創出等を通じて、障害や障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。</p> | |
| 平成26年度の主な取組 | 心のバリアフリーの促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者週間（12月3～9日）に、公用車に車体マグネットを掲示するとともに、市施設等にのぼりを設置し啓発を行いました。 ・ 市内の障害者団体や障害福祉サービス事業所等で組織する豊中市障害者啓発活動委員会と共感的・効果的な啓発のあり方検討や啓発パネル展の開催などを企画し、啓発活動の充実に協働して取り組みました。 ・ 障害者福祉サービス事業所の意義や製品について、庁内における展示及び市ホームページにより広く発信しました。 ・ 「人権啓発市民ネットワークパネル展」において、図書館の障害者サービスを紹介する展示をしました。 ・ 障害福祉センターでは、平成26年11月から月1回、地域との交流を主軸とした「ひまわりひろば」や「なかよしカフェ」を開始し、障害福祉への理解の促進に努めました。 |
| | 福祉教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年3月に障害者差別解消法をテーマに職員向けの研修を実施しました。 ・ 地域に対しては、学校・幼稚園、地域住民の集会等へ市職員を派遣する「出前講座」を実施し、障害者への理解を深める啓発に努めました。 ・ 地域福祉の担い手を育てるため、中学生を対象に福祉施設での体験と地域での発表会を行う福祉教育を実施しました。 |

| 項目 | | 単位 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------------------------|---|----|---------------------|------|------|------|------|
| 代表的な指標 | 障害者理解のための啓発イベント開催回数 | 回 | 3 | 2 | | | |
| | 出前講座実施件数のうち障害者福祉に係るものの数 | 件 | 26 | 27 | | | |
| 障害者にかかる計画策定に向けたアンケート結果 | 「障害があっても学校・職場・地域で仲間はずれ等にならないこと」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 42.3 ※平成24年度調査結果 | — | | | |
| | 「外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれること」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 42.7 ※平成24年度調査結果 | — | | | |
| 実施状況から見えてきた課題 | <p>○障害者への理解を深めるための啓発イベントへの参加について障害当事者、家族、支援者等以外の一般市民の参加の促進が課題です。</p> <p>○平成28年4月1日の障害者差別解消法施行に向けて、市職員及び市民の啓発をさらに行う必要があります。</p> | | | | | | |
| 今後の取組 | <p>○障害者への理解を深めるための啓発について、平成27年度中に市における啓発のあり方を整理し、平成28年度からの事業にいかします。また、障害者、その家族、事業者及び市で構成する豊中市啓発活動委員会でも、テーマや啓発の手法を検討します。</p> <p>○平成28年4月1日の障害者差別解消法施行に向けて、平成27年度中に、市職員対応要領の策定・職員研修の実施・市職員対応要領の公表を行います。</p> <p>○市職員向け研修及び出前講座等を引き続き実施します。</p> | | | | | | |

(2) 地域福祉・緊急時の支援

| | | |
|-----------------------------------|---|---|
| <p>概要</p> | <p>地域福祉活動の展開を通じて、身近な声かけ・相談をはじめ、障害のある人やその家族の生活、社会参加を支えていくためのさまざまな取組を進めるとともに、障害のある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取組を進める等、市民活動団体との連携・協働のもとに、多様な市民活動の促進に努めていきます。</p> <p>また、災害発生時に障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関と連携のもと、体制の充実を図っていくとともに、地域をあげた防災対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。</p> | |
| <p>平成 26 年度の 主な 取組</p> | <p>地域福祉活動の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・戸別収集を行うふれあい収集車両全車に A E D を搭載し、利用者や地域の安心・安全を確保するセーフティネットの構築に向けた取組を図りました。 ・地域住民・事業者・行政による地域福祉ネットワーク会議を計 14 回開催し、地域福祉関係者の連携を強化し、見守りと地域課題の共有を行いました。 |
| <p>ボラ ン ティア活 動の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉センターで、手話・点訳・要約筆記・音訳のボランティアを育成しました。 ・市で行われているボランティア参加事業等の状況を取りまとめで、大阪府のホームページ等で情報発信を行いました。 | |
| <p>防犯対策 などの充 実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民により組織された防犯協議会等の活動を支援しました。 ・平成 25 年度から開始した青色回転灯パトロールカーの見守り活動を実施し、行政と地域の共同による見守り体制の強化ができました。 | |
| <p>防災・防 火対策の 充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時におけるシステム障害に備え、毎月 1 日時点のデータを一覧にして出力できるよう、障害福祉システムの改修を行いました。 ・災害対策基本法の一部改正により新たに取り組むべき事項について、その制度設計と庁内調整を進めました。 ・災害時要援護者安否確認事業に登録している人に、障害者の安全・安心を確保するため、緊急時に必要な情報を保管する「とよなか安心キット」を配布しました。 ・一声訪問実施時に避難方法等の把握や日常の防火指導、更には | |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>住宅用火災警報器に関する悪質訪問販売への注意喚起を促すことにより、災害時要支援者対策の強化を図ることができました。</p> <p>・地域自治組織における防犯防災の取組を実施することで安心・安全な地域づくり、市民のセーフティネットの維持を図ることができました。</p> |
|--|--|--|

| 項目 | | 単位 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|------------------------|--|----|-----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 代表的な指標 | 地域福祉ネットワーク会議参加者数 | 人 | 1,120 | 1,171 | | | |
| | 障害福祉センターでの専門ボランティア育成講座修了者数 | 人 | 67 | 74 | | | |
| | 自主防災組織の組織率 | % | 77.37 | 79.76 | | | |
| 障害者にかかる計画策定に向けたアンケート結果 | 「日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし災害が発生しても、安全に避難できること」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 30.9 ※平成 24 年度調査結果 | — | | | |
| | 「人にだまされたり、泥棒にあたりしないこと」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 38.5 ※平成 24 年度調査結果 | — | | | |
| 実施状況から見えてきた課題 | <p>○制度を必要としている人及び制度の対象となる人に行き届く情報提供のあり方の検討が必要です。</p> <p>○地域活動の担い手（支援者）の高齢化があげられます。新たな担い手を掘り起こす取組が必要とされています。</p> <p>○地域の避難所、災害時要援護者安否確認事業等について、当事者にさらに周知し、自ら備えるよう啓発する必要があります。</p> | | | | | | |
| 今後の取組 | ○積極的な制度等についての周知活動と情報発信を継続して行い、制度の浸透を図ります。 | | | | | | |

| | |
|--|--|
| | ○平成 27 年度は災害対策基本法において努力義務とされる要支援者の個別支援計画策定に向け、災害時要援護者安否確認事業に代わる避難行動要支援者名簿の作成や支援体制づくりに向けた取組を行います。 |
|--|--|



一人ひとりが輝くための自立と社会参加

(1) 療育・教育

| | | |
|-------------|---|---|
| 概要 | <p>地域の学校・幼稚園・保育所と支援学校、療育関係機関等の緊密な連携のもとに、障害の状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いを尊重し支えあう「共に学び 共に育つ」保育・療育・教育の推進を図ります。</p> <p>また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。</p> | |
| 平成26年度の主な取組 | 障害の早期発見・療育体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害や小児慢性特定疾患、高度医療などの児童に対して医師や心理士による相談と必要な療育指導を行うことで、その家族の不安や孤独の解消、障害の受容を図ることができました。 また、作業療法士・言語療法士・臨床心理士が家庭訪問することで、家庭の状況や障害の状況に合わせた専門的な保健指導を行い、家族の不安の軽減も行うことができました。また、他機関へのつなぎも行うことができました。 |
| | 障害のある子どもの子育て支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の身体障害のある児童や小児慢性特定疾患などの長期療養児童とその保護者に対して就学に向けての情報の共有と保護者同士の交流などを行いました。 ・成長発達に何らかの課題がある就学前の乳幼児に対して、療育の質の向上を目ざして、園内研修を工夫したり、専門職が連携を図り、子ども支援、保護者支援をしました。また、保護者教室を充実させることで、情報提供や保護者の子ども理解につながりました。 ・知的発達または精神発達に何らかの課題がある児童に対して、療育が日々の生活や集団生活に繋がるように、児童が在籍している施設と連携しながら療育を進めるケースが増えてきました。また、小グループでの療育も計画的に取り入れました。 ・学校通学中の障害児に対する放課後等デイサービス（放課後や |

| | |
|---------------|---|
| | 夏休みなどの長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を提供する)が事業所数の増加等により、利用人数が大幅に増加し、また制度の周知等により一人当たりの利用日数も増加しました。 |
| 学校教育における内容の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児が地域でいきいきと生活を送れるように多職種の職員がそれぞれの専門性をいかして支援しました。 ・ 支援学級に在籍する児童生徒のうち、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のいる学校へ、必要なときに看護師を派遣し、医療的ケアを実施するなどの適切な支援のあり方を進めることができました。 |
| 教育施設の整備・充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校に通う各児童生徒の事情に応じて、下記の整備等を行いました。 エレベーター設置：庄内小学校（工事） 東泉丘小学校、第七中学校（工事発注） 克明小学校、中豊島小学校（設計） 多目的トイレ設置：蛭池小学校（工事） 北条小学校、第十三中学校（設計） ・ 身体障害者手帳の交付対象とならない補聴器の購入に要する費用の一部を補助するとともに、その検査に要した費用を支給することで、軽度、中等度の難聴児の言語取得や教育等における健全な発達を支援しました。 |
| 進路指導の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの持つ可能性を伸ばす適切な進路指導を行うため、新任管理職の研修内容に支援教育を含めるとともに、小学校及び中学校卒業後の進路等に関する情報提供を行いました。 |

| 項目 | | 単位 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------------------------|--|-----|---------------------|-------|------|------|------|
| 代表的な指標 | 障害児等療育支援事業受診者延べ件数 | 人 | 105 | 130 | | | |
| | あゆみ学園・しいの実学園契約園児数 | 人 | 95 | 88 | | | |
| | 障害児通所施設延べ利用件数 | 件 | 6,927 | 8,343 | | | |
| | 市立小中学校支援学級数 | 学級数 | 228 | 236 | | | |
| | 市立中学校支援学級卒業生数 | 人 | 83 | 70 | | | |
| | 支援学校卒業生数 | 人 | 38 | 48 | | | |
| 障害者にかかる計画策定に向けたアンケート結果 | 「普通学級の子どもたちと一緒に自分にあった教育が受けられること」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 28.4 ※平成24年度調査結果 | — | | | |
| | 「障害や病気に配慮した教育が受けられること」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 25.5 ※平成24年度調査結果 | — | | | |
| 豊中市市民意識調査結果 | 「障害児教育の充実」施策に満足している市民の割合 | % | 30.9 | — | | | |
| 実施状況から見えてきた課題 | <p>○医療的ケアを必要とする児童生徒への多様な対応が求められ、さらなる支援体制の強化が課題です。</p> <p>○知的発達または精神発達に何らかの課題がある児童に対して集団生活への適応を促す支援について、保育所や幼稚園など児童が在籍している施設と療育施設が連携を図る必要があります。</p> <p>○放課後等デイサービスにおいて、市内外の事業所数の増加等により、利用件数及び利用日数が増加していますが、1人ひとりの特性に応じた相談支援を行い、より適正な支給決定を行う必要があります。</p> <p>○次のライフステージへの引き継ぎがなされているかが課題です。</p> | | | | | | |
| 今後の取組 | ○日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のいる学校へ、必要な時に看護師を派遣し、必要な医療的ケアを実施します。 | | | | | | |

| | |
|--|--|
| | <p>○平成 27 年度は知的発達または精神発達に何らかの課題がある児童に対して集団生活への適応を促す支援について、全ての児童に対して在籍している施設に年 2 回は訪問し、児童の様子を見学し、療育にいかしていきます。</p> <p>○平成 27 年度は放課後等デイサービスにおいて、市内の事業所の巡回等により、子どもの様子や療育の内容等を確認し、国が示した放課後等デイサービスガイドラインに沿った運用に努めます。</p> <p>○生涯を通じた切れ目ない支援をめざし、相談支援体制の充実及び成育歴や支援経過を記録した「支援手帳」の活用について、関係機関と協力して取り組んでいきます。</p> |
|--|--|

(2) 雇用・就労

| | | |
|-------------|--|---|
| 概要 | <p>各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、本市自らも障害のある人の雇用や就労体験の機会の充実に努めます。</p> <p>あわせて、一般企業等への就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場（以下「福祉的就労の場」という。）の充実等、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。</p> | |
| 平成26年度の主な取組 | <p>就労支援のための体制づくり</p> <p>啓発の推進と雇用の促進</p> <p>相談支援、職業リハビリテーション体制の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域就労支援センターを基幹とした国の生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施しました。また、関係部署との連携を図り、生活困窮者の方などの就労支援を実施しました。 ・ 障害のある人の就労の促進を図るため、障害福祉サービス事業所及び就労を希望する障害のある人に支援を行いました。結果、就労支援強化事業登録事業者数は 14 事業所、10 名の障害者が一般就労に移行しました。 ・ 一般就労を希望する障害者等計 36 人を対象に、市役所等 23 か所での職場体験実習を実施することで、障害者の一般就労が促進されるとともに、職員の障害者理解が進みました。 ・ 一般企業等で就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練を行うことにより、障害者の自立生活を支援しました。 ・ 就労継続支援 B 型事業所に対する就労希望者への支援の現状や就労移行支援事業所利用意向に関する課題調査を実施しました。 ・ 市長部局において障害者雇用率は 2.52%で目標値の 2.5%を維持しています。 |

| | | |
|--|-------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害のある人を対象として職員採用選考試験を実施し、2名を採用しました。また、一般職非常勤職員は1名を採用しました。 ・予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、研修体制などの「技術的評価項目」及び「公共性（施策反映）評価項目」を総合的に勘案し、市にとって最も有利な条件で申し込みをした者と契約を締結することにより、障害のある人などの雇用機会の確保をしました。 ・清掃警備業務委託の受注業者を決定するにあたり、価格のみによる競争入札方式による決定ではなく、障害のある人などの雇用についての評価項目と価格とを総合的に勘案したうえで業者決定を行い、障害のある人などの雇用機会の確保を行いました。 |
| | 福祉的就労の場の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法に基づき、障害者施設等からの物品及び役務の調達を促進し、合計 49,006 千円の発注実績を残し、障害者施設等で働く障害者の経済基盤の安定に向けた取組を進めています。 ・職員厚生会と協力して授産製品の斡旋販売を行い、市職員の理解と利用を広げて購入実績を高めることで、障害者の工賃向上に寄与しました。 |
| | 福祉的就労の場の安定運営と機能強化 | |

| | 項目 | 単位 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------|---|----|-----------------------------|----------------------|------|------|------|
| 代表的な指標 | 無料職業紹介事業を利用して就職した件数 | 件 | 179 | 86 | | | |
| | 福祉施設から一般就労への移行者数 | 人 | 11 | 10 | | | |
| | 就労移行支援事業の延べ利用人数 | 人 | 971 | 1,066 | | | |
| | 就労移行支援事業所中、就労移行率3割以上の割合 | % | 50 | 25 | | | |
| | 就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額（月額） ※府の平均額（月額） | 円 | 6,251 （注） ※ 10,345 | 6,022 ※ 10,748 | | | |

（注）平成 25 年度の工賃平均額を昨年度報告書においては 7,180 円としていましたが、例年の計算方法と異なっていたため訂正しております。

| 項目 | | 単位 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--|---|----|---------------------|------|------|------|------|
| 障害者にかか る計画策 定に向けた アンケート 結果 | 「暮らしに困らないだけの収入があること」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 35.8 ※平成24年度調査結果 | — | | | |
| | 「障害のある人や難病にかかっている人に適したさまざまな職場があり、自分にあった職場を選べること」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 15.0 ※平成24年度調査結果 | — | | | |
| | 「同じ仕事の質であれば、障害のある人や難病にかかっている人、それ以外の人と同じように評価されること」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 16.2 | — | | | |
| | 「仕事で必要な技術や知識を学ぶ場があること」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 18.4 | — | | | |
| 実施状況から見えてきた課題 | <p>○就労移行支援について、障害者の一般就労へ移行後の定着について課題があります。</p> <p>○就労継続支援について、一般就労への移行希望者への対応、利用者の工賃向上の双方に課題があります。</p> <p>○市職員の採用試験について、精神障害者を対象とした採用試験の手法、雇用形態について検討する必要があります。</p> <p>○障害者施設に対する本市の優先調達をさらに進めるため、庁内に優先調達の意義や市内障害福祉サービス事業所が取り扱う商品の広報をさらに強化する必要があります。</p> <p>○工賃向上に向けて、ニーズとマッチングした新しいサービス・商品の開発、大量受注に対応ができる体制づくりが求められます。</p> | | | | | | |

| | |
|-------|---|
| 今後の取組 | <p>○障害者の一般就労後の定着を支援するため、障害者就労支援強化事業により障害者を送り出す障害福祉サービス事業所に対して専門的スキルに係る研修を強化します。</p> <p>○精神障害のある人の市職員としての採用については調査研究を継続します。また、引き続き障害者雇用率達成に向けた取組に努めます。</p> <p>○障害者施設等からの物品及び役務の調達に関して、市役所での認知を広げると共に、市役所のニーズに合致した商品開発の材料を得るため、障害者就労施設による見本市を検討します。また、本市における障害者就労施設への発注が民間事業所での障害者就労施設への発注の参考となるよう、市ホームページへの情報発信内容を工夫します。</p> <p>○就労継続支援 B 型事業所への工賃についての意向調査を実施し、その結果をふまえて共同受注窓口等の工賃向上の方策について検討します。</p> |
|-------|---|

(3) 社会参加

| | | |
|-------------|--|---|
| 概要 | <p>外出やコミュニケーションへの支援等を通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動等、地域で行われる幅広い活動への参加を促進します。</p> <p>またあわせて、政策決定の場への参画等、障害のある人個々の個性、有する知識・技能・体験等を豊中市全体や各地域のまちづくりに最大限にいかしていきます。</p> | |
| 平成26年度の主な取組 | <p>外出支援の充実</p> <p>コミュニケーション支援の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者外出支援サービス事業において利用者の要望に応じ、運行区域として大阪市天王寺区、特定施設として大阪市立大学医学部附属病院、彩都友誼会病院、南大阪小児リハビリテーション病院を追加しました。 ・ 障害者の自動車運転免許取得や障害に合わせた自動車改造等への支援と有料道路割引申し込みの窓口対応を行いました。 ・ 障害福祉センターで、手話・点訳・要約筆記・音訳のボランティアを育成しました。また、大阪府・指定都市・中核市と共同してより専門性の高い手話通訳者等の養成・盲ろう者通訳・介助者の派遣・養成を行いました。 ・ 手話通訳・要約筆記奉仕員等を派遣することで、聴覚障害者等の社会参加、自立支援を促進しました。 ・ 視覚障害のある人に歩行訓練及び日常生活訓練を行うことにより、自立支援・社会参加の促進を図りました。 |

| | | |
|--|---------------------|--|
| | 生涯学習・文化・スポーツ活動などの振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉センターで各種講座の実施、体育室・調理室・会議室等の無料貸出、障害者団体活動の支援、福祉バスの貸出を行いました。 ・ 障害のあるこどもが保護者とともに遊具を利用した遊びやダンスを通して、健康の増進と体力の向上を図る場を提供しました。 ・ 体育施設やアクア文化ホールの使用について障害者料金の適用により、障害者の体育施設利用促進や文化芸術に触れる機会の増大を図りました。 ・ 図書館において書籍の対面朗読や音訳・点訳資料の提供、宅配などの障害者サービスを実施しました。 |
| | 社会参加の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙権行使に関しては、車いす利用者記載台を引き続き全投票所に設置しました。 ・ 市議会本会議の代表質問・個人質問の際に、手話通訳または要約筆記の対応が可能ですが、当年度は希望者がいませんでした。 ・ コラボまつりで、千里公民館と大阪大学の点訳サークルの協力を得て、点字広報の展示や点字による模擬投票を行いました。 |

| 項目 | | 単位 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------------------------|--|----|---------------------|-------|------|------|------|
| 代表的な指標 | 手話通訳・要約筆記奉仕員登録数 | 人 | 37 | 42 | | | |
| | 手話通訳・要約筆記奉仕員派遣延回 | 回 | 476 | 511 | | | |
| | 障害福祉センター講座延べ参加者数 | 人 | 5,222 | 4,907 | | | |
| 障害者にかかる計画策定に向けたアンケート結果 | 「障害や難病があっても、ライフスタイルに応じた生活ができる」と感じている人の割合 | % | 54.5 ※平成24年度調査結果 | 61.4 | | | |
| | 「いろいろな人とコミュニケーションができること」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 34.8 ※平成24年度調査結果 | — | | | |
| 実施状況から見え | ○障害者外出支援サービス事業において、時期によっては需要に供給が追いつかないこと及び65歳以上になると移行する高齢者外出支援（送迎）サー | | | | | | |

| | |
|--------------|---|
| <p>てきた課題</p> | <p>ビス内容の差が課題です。</p> <p>○障害者の社会参加・日常生活を支援するためのより技術力のある手話等の登録通訳者の育成が必要です。</p> <p>○障害福祉センターで各種講座は平日昼間に行われ、受講者は高齢者が主である一方、障害者団体との懇談会では、勤労世代の障害者の生涯学習の場への要望があがっています。</p> <p>○障害者福祉サービスを必要とする全ての市民に、図書館が利用を歓迎していることを伝えると共に、対面朗読等、図書館が提供している障害者向けサービスを周知していくことが必要です。</p> |
| <p>今後の取組</p> | <p>○障害者外出支援サービス事業について、事業手法の研究を行います。</p> <p>○手話等の登録通訳者の育成を進めるため、既受講者に対して、講習会後のフォロー、ステップアップ研修の実施や、より高度な内容を持つ大阪府共同実施事業への受講を推奨します。</p> <p>○障害福祉センターでの講座の内容や実施曜日・時間帯を平成28年度事業の実施に向けて見直します。</p> <p>○通常の対面朗読や点訳・音訳資料の提供、宅配の他、図書館のパネル展などで障害者向けサービスの周知を行います。</p> |



安心して暮らせる地域生活

(1) 保健・医療

| | | |
|--------------------|---|--|
| <p>概要</p> | <p>障害やその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期治療・早期療育を進めるとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、リハビリテーション等の充実に努めていきます。</p> | |
| <p>平成26年度の主な取組</p> | <p>健康づくりの推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関する知識や情報の普及啓発、健康診査・がん検診の実施と受診率向上の取組、保健指導、健康相談等保健事業を行いました。 |
| | <p>地域における医療体制の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・65歳未満の重度の身体障害者及び知的障害者を対象に医療費の一部を助成し、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図りました。 ・国民健康保険被保険者の疾病に対して、必要な給付を行い、対象者の健康の保持及び増進を図りました。 ・65歳以上の重度の身体障害者及び知的障害者などを対象に医療 |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>費の一部を助成し、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者及び知的障害者で居宅において療養が必要な対象者に対して、指定訪問看護を受けた場合に負担すべき基本利用料の一部を助成して、在宅医療の推進と福祉の増進を図りました。 ・一般医院で治療が困難な障害のある人への歯科診療を実施し、これらの人の歯科保健に寄与しました。 |
| 地域リハビリテーション体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉センターにて機能回復訓練を行い、日常生活動作の維持・向上を促進しました。 |
| こころの健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康づくりや各種精神障害などに関する講座などを開催し、疾病の理解や治療、対処方法などについて正しい知識の普及を行うことで、各種精神疾患の初期症状や前兆に気づき、早期に適切な対処ができるよう知識の普及を図りました。 |
| 精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談や診療を受けるにあたっての相談などについて、精神保健福祉士、保健師、精神科医、心理職などが、面接、電話、家庭訪問などで応じることで、精神疾患の予防や精神障害のある人の早期治療の促進、必要な治療の継続、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図りました。 |
| 難病患者などへの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者及び家族の療養生活の質の向上に寄与するため、関係機関と連携しながら支援を行いました。医療費助成事業に関する申請受付業務においては、円滑な手続きができるように努めました。 |
| HIV陽性者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・HIV等感染者を早期に発見し、二次感染を防止するとともに、感染者の診療を早期に開始することを目的とし、プライバシーに配慮し、無料匿名の血液検査、検査前後の相談面接を行いました。検査の結果、陽性とわかった人には医療機関の紹介を行いました。 |

| 項目 | | 単位 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|--|--|--|-----------------------|-----------------------|-------|-------|-------|
| 代表的な指標 | 自立支援（更生）医療延べ利用件数 | 件 | 3,678 | 3,803 | | | |
| | 自立支援（精神）医療受給者数 | 人 | 5,821 | 6,082 | | | |
| | 障害福祉センターでの機能回復訓練利用者数（実人数） | 人 | 17 | 17 | | | |
| | 精神保健福祉相談訪問延べ件数 | 件 | 3,915 | 4,741 | | | |
| | 難病患者に対する療養相談件数（電話・面接・訪問等） | 件 | 427 | 3,861 | | | |
| | HIV 健康相談者数 | 人 | 691 | 660 | | | |
| | 障害者にかかる計画策定に向けたアンケート結果 | 「費用の心配をせずに、必要な医療を受けられること」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 53.2 ※平成 24 年度調査結果 | — | | |
| 「自分にあたりハビリテーションの機会が身近にあること」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | | % | 28.2 ※平成 24 年度調査結果 | — | | | |
| 実施状況から見えてきた課題 | <p>○医療従事者の障害者理解促進に向けた啓発に課題があります。</p> <p>○国の方針において、入院時の介護は医療機関の責任として障害福祉サービスの提供を行わない一方、医療機関が障害者の入院を受け入れる際に、家族が常時付添を用意することを条件とする実態が見受けられます。</p> <p>○精神保健福祉講座については、事業の周知、一次予防の強化が課題です。</p> <p>○難病患者などへの支援については、平成 27 年 1 月の難病法施行により、対</p> | | | | | | |

| | |
|-------|--|
| | 象疾患が拡大され、患者数が増加しているため、業務実施体制の工夫が必要です。 |
| 今後の取組 | <p>○医療従事者の障害者理解促進に向けた啓発の手法検討を引き続き行います。</p> <p>○院内での介護保障について、府と連携して国に要望していきます。</p> <p>○精神保健福祉講座については、うつ病・自殺予防・アルコール依存症対策・思春期メンタルヘルス講座の充実を図ります。</p> <p>○難病患者などへの支援については、業務体制の再検討を行い、円滑に事業が実施できる体制づくりに取り組みます。</p> |

(2) 情報提供・相談支援・権利擁護

| | | |
|-------------|---|--|
| 概要 | <p>障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報をより多様な媒体を通じて提供します。</p> <p>障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていきます。</p> <p>また、サービス利用をはじめ、障害のある人の意思決定を支援するため、権利擁護の推進に取り組みます。</p> | |
| 平成26年度の主な取組 | <p>広報・情報提供の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページ中、障害福祉に係るサイトの内容を整理し、市民が必要とする情報を、的確かつ効率的に検索できるようにしました。 ・外部サイトで運用していた福祉分野の情報に特化した「ふくしねっと とよなか」を市ホームページ内へ移行することにより、障害のあるなしに関わらず情報を得やすいサイトにリニューアルしました。 ・行政情報や地域生活をするうえで必要な情報を発信する際には、文字による情報入手が困難な障害のある人に配慮して、点訳・音訳その他障害のある人にわかりやすい手法も併用しました。 |
| | <p>相談支援体制づくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画作成について、障害のある人等の自立した生活を支え、課題解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援し、生活全般の相談や情報提供、サービス利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行いました。 <p>平成27年3月31日における計画作成率 63.68%。</p> |

| | | |
|--|---------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止センター機能を含む基幹相談支援センターを設置すると共に、委託相談支援事業を拡充することにより、障害のある人やその家族の悩みや相談に対し、福祉・教育・療育・就労・地域生活などの分野で、本人のライフステージをふまえた総合的な相談や助言・情報提供を行う体制を整えました。 |
| | 権利擁護の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止センターを拠点として地域における関係機関等の協力体制を図り、障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応やその後の適切な支援を行いました。 ・ 成年後見について、判断能力が不十分な人に代わって、市長が法定後見等開始裁判の申立を行うことにより、福祉の増進を図りました。 ・ 市民後見人として4名の新規登録者を確保しました。 ・ 健康福祉サービスの苦情調整を行うことにより、サービス利用者の権利擁護とサービス提供事業者の質の向上を図りました。 |

| 項目 | | 単位 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------------------------|--|----|---------------------|-------|------|------|------|
| 代表的な指標 | 計画相談支援延べ利用人数 | 人 | 480 | 1,462 | | | |
| | 地域相談支援延べ利用人数 | 人 | 11 | 34 | | | |
| | 障害者虐待通報件数 | 件 | 41 | 38 | | | |
| 障害者にかかる計画策定に向けたアンケート結果 | 「まちや建物の案内板やアナウンス、世間のニュース等、自分に必要な情報を得やすいこと」「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 36.4 ※平成24年度調査結果 | — | | | |
| | 「困りごとや悩みを、安心して相談できるところが身近にあること」「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 41.1 ※平成24年度調査結果 | — | | | |

| | |
|----------------------|--|
| <p>実施状況から見えてきた課題</p> | <p>○市ホームページにおけるアクセシビリティ向上についての取組は着実に進められていますが、他の市の発信する情報においても障害の有無に関わらず市民がアクセスしやすいものとなるよう必要な方策を講じる必要があります。</p> <p>○平成 27 年度から障害福祉サービス利用者全員においてサービス等利用計画作成と定期的更新が必須とされるため、その対応が必要です。</p> <p>○日常生活の金銭管理や意思決定支援を要する人のための制度周知が課題です。</p> |
| <p>今後の取組</p> | <p>○平成 28 年 4 月 1 日の障害者差別解消法施行に向けて、市の発信する情報が障害の有無に関わらず市民がアクセスしやすいものとなっているか点検します。</p> <p>○障害者基幹相談支援センターとの連携のうえ、委託相談事業所を含む指定相談支援事業所によるサービス等利用計画作成・更新が適切に行われるよう取り組みます。</p> <p>○複合的な課題を持たれた人がどのような目的で相談に来られたのかを判断するため、相談員のスキルアップを図る必要があります。</p> <p>○相談機関の連携ネットワークのもと、ワンストップで相談に応じられる体制の充実を図ります。</p> <p>○金銭管理等の権利擁護を図るため、成年後見や日常生活自立支援事業の市民への周知を更に進めます。</p> |

(3) 福祉サービス

| | | |
|--------------------|--|---|
| <p>概要</p> | <p>障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、また中核市へ移行したことにより本市の実情に応じた施策展開が図りやすくなったことを十分にいかし、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策、福祉サービスの一層の充実、事業所の質の向上に努めます。</p> | |
| <p>平成26年度の主な取組</p> | <p>在宅生活の支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度訪問介護の対象者に行動障害の著しい知的障害者及び精神障害者を加えました。 ・ 移動支援の利用時間の上限を月 36 時間から月 40 時間に拡大しました。 ・ 日常生活用具の種目に地デジ対応ラジオを追加し、災害時にテレビで放送される緊急放送を視覚障害者も受信できる環境を整備しました。 |
| | <p>日中活動の場の充</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族の負担を軽減するため、日中活動事業所の指定及び日中活動事業 |

| | |
|------------|--|
| 実 | <p>者連絡会における研修や情報支援を通じてサービスの質の向上に努め、日中活動の場の充実を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が指定する日中活動の場の定員数の変化は、次のとおりです。（平成 25 年度末と平成 26 年度末を比較） <p>生活介護：増減無、療養介護：増減無、自立訓練：増減無、就労移行支援：40 人増、就労継続支援 A 型：16 人増、就労継続支援 B 型：増減無</p> |
| 生活の場の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅を活用した共同生活援助（グループホーム）の整備促進と利用者の安全確保の双方を充足させるため、大阪府内の建築部局と福祉部局において協議を行い、一定の要件を満たし、安全性が確保された共同住宅を活用したグループホームにおいては、建築基準法上の防火避難規定の取り扱いに関してその用途を寄宿舍ではなく共同住宅として取り扱う運用としました。 |
| 各種制度の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者福祉の手引き」、市ホームページでの情報提供を行うほか、必要に応じて市広報への記事掲載を行い、各種支援制度の周知に努めました。 ・一定の要件を満たす障害者に対して、介護保険料及び国民健康保険料の減免、障害者年金の相談業務を行いました。 |
| 公立障害者施設の再編 | <ul style="list-style-type: none"> ・市立おおぞら園（生活介護）・みずほ園（就労継続支援 B 型）の移転後の跡地に民間が整備する複合施設に対する国庫補助金に係る協議を厚生労働省と行いました。 ・重症心身障害や強度行動障害を持つ人の日中活動の場の研究を行いました。 |

| 項目 | 単位 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|--------|------------------------------|-------|-------------------|--------|-------|-------|
| 代表的な指標 | 居宅介護延べ利用人数 | 人 | 13,048 | 14,292 | | |
| | 生活介護延べ利用人数 | 人 | 11,140 | 11,657 | | |
| | 施設入所支援実利用人数 | 人 | 225 | 217 | | |
| | 入所施設から地域移行した人数（平成 18 年度から累積） | 人 | 52 | 62 | | |
| | グループホーム実利用人数 | 人 | 238 ※ケアホームを含む。 | 243 | | |
| | グループホーム開設助成利用件数 | 件 | 3 | 0 | | |

| | | | | | | | |
|--|--|---|---------------------------|---|--|--|--|
| 障害者にかか る計画 策定に 向けた ア ン ケ ー ト 結 果 | 「身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もしひとり暮らしになっても、不安がないこと」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 26.2 ※平成 24 年 度調査結果 | — | | | |
| | 「仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害や病気の仲間と過ごす場所が身近にあること」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 27.6 ※平成 24 年 度調査結果 | — | | | |
| | 「安心して暮らし続けられる住まいがあること」を「とてもよい」「まあよい」とした人 | % | 57.8 ※平成 24 年 度調査結果 | — | | | |
| 実施状況から見えてきた課題 | <p>○障害福祉サービス費の支出が増加し続けています。</p> <p>○障害者が地域社会の中で自立して暮らしていくための住まいとして、また施設等からの地域移行の受け皿として、市内のグループホーム総定員数の増が求められています。</p> <p>○豊中市障害者グループホーム開設事業費補助要綱を改正し、既存住宅を活用したグループホームの整備を促進する必要があります。</p> | | | | | | |
| 今後の取組 | <p>○持続可能で着実な実施に必要な財源の確保に向けて、必要なデータの収集及び分析を行い、平成 28 年度予算に反映させます。また、障害の原因となる疾病などの予防・早期発見・重症化防止のため、保健・医療分野や高齢者分野との連携を図ります。さらに、個人が自立した生活を送れるよう雇用分野等とさらなる連携を行い、障害のある人の就労を促進します。</p> <p>○「(仮称) 障害者グループホーム整備方針」を平成 27 年度中に策定し、市内のグループホームの整備を積極的に進め、平成 32 年度までに市内のグループホームの定員を 140 人分増やします(既存住宅活用・新規整備)。</p> <p>○豊中市障害者グループホーム開設事業費補助要綱を平成 27 年度当初に改正します。</p> | | | | | | |

(4) 生活環境

| | | |
|-------------|---|--|
| 概要 | <p>障害のある人をはじめとするすべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、公共交通機関等の環境整備を進めます。</p> | |
| 平成26年度の主な取組 | 福祉のまちづくりの普及・促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 家主や不動産仲介事業者が安心して障害者等の入居を受け入れることができるよう、本市の様々な公的福祉サービスや民間の制度などを案内する「家主・事業者向け高齢者・障害者円滑入居ガイドブック」を発行しました。 ・ 市バリアフリー推進協議会を通じて行政機関、交通事業者、障害者団体の代表の方と市民の代表の方と市のバリアフリー化について情報共有しました。 |
| | 外出しやすいまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校区単位で市民意見を反映しながら、生活道路などのバリアフリー整備を行いました。 平成 26 年度工事施工：島田・庄内・庄内西・庄内南・千成小学校区 ・ 「歩道改良実施計画（改訂版）」に基づき、市内の主要な道路において計画的、効果的に歩道の改良整備を実施しました。 ・ 5 か所の公園において、都市公園における公園移動等円滑化基準への適合整備（バリアフリー化）と施設の改築・更新を実施しました。 ・ バス事業者と協同し、市内を走行するバス車両のうち、新たに購入する車両をノンステップバスとし、利便性向上及び利用促進を図りました。 |
| | だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護が必要な高齢者、身体障害者が自宅での生活を継続できるよう、住宅改造費を助成しました。 ・ 住宅確保要配慮者に対して市営住宅を供給し、運営・管理を行っています。また、施設の維持・修繕にあたっては、居住性の向上を図っています。 ・ 障害者等の在宅生活を支援するため、ごみ集積場所まで待ちだせない世帯の戸別収集を行い、あわせてひと声をかけることで安否の確認を行いました。 |

| | | | | | | | |
|------------------------|---|----|--|------|------|------|------|
| | 障害のある人に配慮した住まいの拡充 | | ・障害のある人が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、在宅支援サービスが整った住居を提供し、生活援助員をシルバーハウジング（高齢者向け公営住宅）に派遣し、安否の確認、生活相談、生活関連情報の提供を行いました。 | | | | |
| | 項目 | 単位 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 代表的な指標 | バリアフリー整備地区数 ※平成32年度目標 8地区 | 校区 | 1 | 1 | | | |
| | ノンステップバス導入率 | % | 50 | 55.7 | | | |
| 障害者にかかる計画策定に向けたアンケート結果 | 「道路や施設が安全で、外に出かけても事故やけがの心配がないこと」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 35.0 ※平成24年度調査結果 | — | | | |
| | 「安心して暮らし続けられる住まいがあること」を「とてもよい」「まあよい」とした人の割合 | % | 57.8 ※平成24年度調査結果 | — | | | |
| 実施状況から見えてきた課題 | ○障害のある人をはじめ、すべての人が安心して快適に暮らせるよう、引き続き、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進を図っていく必要があります。また、ハード面だけでなく、心のバリアフリーの推進に向けた啓発も進める必要があります。 | | | | | | |
| 今後の取組 | ○引き続き、生活道路などのバリアフリー整備など、ハード面の生活環境整備を進めます。また、ソフト面として、「家主・事業者向け高齢者・障害者円滑入居ガイドブック」の活用による啓発なども行います。 | | | | | | |



計画の進行管理と推進体制の充実

| | | |
|--------------------|--|--|
| <p>概要</p> | <p>(計画の進行管理)</p> <p>各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行い、その結果を障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「豊中市障害者施策推進協議会」及び「豊中市障害者自立支援協議会」へ報告するとともに、多様な媒体を通じて広く市民に周知します。</p> <p>また、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画や第4期豊中市障害福祉計画の策定等に適宜反映していきます。</p> <p>(推進体制の充実)</p> <p>「豊中市障害者施策推進本部」を中心として、庁内関係各課による情報共有や意見交換等、連携・調整の強化を図り、障害者施策の課題の解決に向けて総合的・効果的な取組を推進していきます。</p> <p>また、国や大阪府との連携をより一層強化するとともに、障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及び障害福祉サービス事業者、企業・事業者、本市等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会全体での生活支援体制の確立を図ります。</p> | |
| <p>平成26年度の主な取組</p> | <p>障害者施策推進協議会 主要案件</p> | <p>第1回 ・ 第4期豊中市障害福祉計画の策定について ・ サービス等利用計画策定の推進体制について（報告） ・ 豊中市障害者自立支援協議会における取組の拡充について（報告） ・ 豊中市障害者基幹相談支援センター並びに委託相談支援事業所の体制及び状況について（報告）</p> <p>第2回 ・ 豊中市第四次障害者長期計画主要事業の実施状況と公表案について ・ 障害福祉計画にかかる市民意識調査及び実績調査の結果と今後の取組について</p> <p>第3回 ・ 豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改訂方針について ・ 第4期豊中市障害福祉計画（素案）について ・ 答申について</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉センターひまわりの方向性について（報告） ・ 計画相談支援導入進捗状況について（報告） ・ 基幹相談支援センター・委託相談支援事業・虐待防止センターにおける相談対応状況について（報告） <p>第4回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者差別解消法」の施行に向けての市の対応について ・ 障害者グループホーム整備促進について ・ 市立障害者施設の現状と今後について ・ 病院敷地内における障害者グループホームの必要性を考えるための長期入院患者の実態調査について ・ 障害福祉センターひまわりの平成27年度（2015年度）新規事業等について |
| | <p>障害者自立支援協議会全体会議 主要案件 ※部会及び事業者連絡会からの報告 案件を除く。</p> | <p>第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊中市障害者基幹相談支援センター並びに委託相談支援事業所の体制及び状況について ・ サービス等利用計画推進の豊中市における考え方について ・ 障害者自立支援協議会運営会議からの報告及び提案について <p>第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会の運営体制について <p>第3回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会設置要綱の一部改正（案）について ・ 豊中市障害者自立支援協議会委員の変更について ・ 第4期豊中市障害福祉計画について <p>第4回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法施行に向けた豊中市の取組について |
| | <p>障害者施策推進本部会議 主要案件</p> | <p>本部会議（部長級）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊中市第四次障害者長期計画平成25年度実施状況の公表について ・ 「障害者差別解消法」の施行に向けての市の対応について <p>合同専門部会（課長級）</p> <p>第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊中市第四次障害者長期計画主要事業の実施状況と公表案について ・ （仮称）障害者差別を解消するための豊中市職員対応要領の策定に向けて ・ その他 <p>第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （仮称）障害者差別を解消するための豊中市職員対応要領策定に向けて |

| 項目 | | 単位 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|--|---|----|------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 障害者にかか る計画策定に 向けたア ン ケート 結果 | 「障害や難病があ っても、ライフ スタイルに応じた 生活ができる」と 感じている人の割 合 | % | 54.5 ※平成 24 年度調査結 果 | 61.4 | | | |
| 実施状況 から見え てきた課 題 | ○複数部局にまたがる課題にかかる施策の進行管理を確実に行うことです。 | | | | | | |
| 今後の 取組 | ○この障害者長期計画実施状況報告書の作成過程において、各施策や事業の実施状況について、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者とともに、年度ごとに点検・評価を行い、施策に反映させていきます。 ○計画の持続可能で着実な実施に必要な財源の確保に向けて、必要なデータの収集及び分析を行い、平成 28 年度予算に反映させます。 | | | | | | |